

神 監 第 1 7 号
平成 1 6 年 4 月 1 4 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	土 居 吉 文
同	岡 島 亮 介

ポートアイランド2期用地購入に関する住民監査請求について（通知）

平成 16 年 3 月 25 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 16 年 3 月 25 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

神戸市企画調整局は新都市整備会計から、ポートアイランド2期の土地を医療産業都市関連事業（バイオメディカルアクセレータ・インキュベーションセンター・神戸臨床研究情報センター）3件の施設用地として総額28億円（7987㎡）で購入した。購入単価は35万円/㎡（116万円/坪）と言うバブル期に設定された、非常識な高額価格である。15年度の固定資産評価（路線）価額は14.1万円/㎡である。これはポートアイランド2期の基準地点を専門家の実勢評価額の70%として決められた額である。逆算すると実勢評価額は約20万円/㎡（66万円/坪）である。現在土地の値下がりがつづいているので、もっと低いものと思われる。

地方自治法には『最少のコストで最大の福祉を』と歌われている。今回の用地購入はあきらかにこの地方自治法に反する行為である。

監督者である神戸市長とこの用地購入を承認した職員は連帯して適正な用地費との差額12億円（28億円×20/35=16億円を適正価格とする）を神戸市に返済させるよう、必要な措置を請求します。

第2 受理できない理由

本件請求において、請求人は、「神戸市企画調整局は新都市整備会計から、ポートアイランド2期の土地を医療産業都市関連事業（バイオメディカルアクセレレータ・インキュベーションセンター・神戸臨床研究情報センター）3件の施設用地として総額28億円（7987㎡）で購入した」と記載しているが、本件用地購入は、みなと総局（新都市整備会計）から企画調整局への、「土地の有償移管」すなわち「所管換」であり、神戸市長所管内部の事務処理であるため、市全体の資産の増減は発生せず、市に損害は発生していない。

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法もしくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものであり、市に損害の発生のおそれのない行為は、地方自治法第242条に定める制度の対象となる行為等に該当しない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。

なお、上記の理由以外に、請求人は請求書において、「3件の施設用地として総額28億円（7987㎡）の購入」と記載しているが、事実証明書として添付されているものは、うち1件（1,045,488,000円）の協定書の写しの一部であり、証する書面としては不十分である。